

# 定 款

(平成23年4月1日施行)



社会福祉人 埼玉県社会福祉事業団

# 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、利用者、職員、地域社会がお互いに支えあい、共に歩む施設を目指し、地域福祉に貢献するとともに、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

##### (ア) 児童養護施設

埼玉県立児童養護施設上里学園、埼玉県立児童養護施設おお里及び埼玉県立児童養護施設いわつきの管理・経営

##### (イ) 乳児院

いわつき乳児院の設置経営

##### (ウ) 知的障害児施設

知的障害児施設花園の設置経営

##### (エ) 知的障害児施設、重症心身障害児施設及び障害者支援施設

埼玉県立嵐山郷の管理・経営

##### (オ) 障害者支援施設

障害者支援施設花園、障害者支援施設あげお、障害者支援施設皆光園、障害者支援施設そうか光生園及び障害者支援施設あさか向陽園の設置経営

##### (カ) 知的障害者授産施設

知的障害者通所授産施設あすなろ学園の管理・経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

##### (ア) 身体障害者福祉センターA型

埼玉県障害者交流センターの管理・経営

##### (イ) 保育所

嵐山しらこぼと保育園の設置経営

##### (ウ) 障害者自立支援法にいう障害者福祉サービス事業（花園、あげお、嵐山郷、皆光園、そうか光生園、あさか向陽園）

##### (エ) 障害者自立支援法にいう相談支援事業（いわつき、あげお、嵐山郷、そうか光生園）

##### (オ) 障害者自立支援法にいう地域活動支援センターを経営する事業（皆光園、そうか光生園）

#### (3) その他社会福祉の増進に必要な事業

### **(名称)**

第 2 条 この法人は、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団という。

### **(経営の原則)**

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### **(事務所の所在地)**

第 4 条 この法人の主たる事務所を埼玉県比企郡嵐山町古里 1 8 4 8 番地に置く。

## **第 2 章 役員及び職員**

### **(役員の数)**

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 13名

(2) 監事 2名

2 この法人に、理事長1名を置く。

3 理事長は、理事の互選により定める。

4 理事長は、この法人を代表する。

5 この法人に副理事長1名を置くことができる。

6 副理事長は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

7 副理事長は、理事長を補佐する。

8 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに2名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

### **(役員の任期)**

第 6 条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

### **(役員の選任等)**

第 7 条 理事は、評議員会において選任し、かつ、埼玉県知事の承認を得て理事長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

### **(役員の報酬等)**

第 8 条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### **(理事会)**

第 9 条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内に、これを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、理事長をもってあてる。

5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

### **(理事長の職務の代理)**

第 10 条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、副理事長が理事長の職務を代理する。

2 理事長及び副理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

3 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

### **(監事による監査)**

第 11 条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会、埼玉県知事及び厚生労働大臣に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

### **(職員)**

第 12 条 この法人に、職員若干名を置く。

2 事務局長及びこの法人の経営する施設の長（以下「施設長等」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### (評議員会)

第13条 評議員会は、27名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。
- 11 評議員には費用を弁償することができる。
- 12 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (評議員会の権限)

第14条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として評議員会の同意を得なければならない。

#### (同前)

第15条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

#### (評議員の資格等)

第16条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、かつ、埼玉県知事の承認を得て、理事長がこれを委

嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

#### (評議員の任期)

第 17 条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

## 第4章 資産及び会計

#### (資産の区分)

第 18 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現金 10,000,000円

- (2) 建物

- ア いわつき

埼玉県さいたま市岩槻区大字徳力字西206番地2在所の鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建家屋番号206番の2寄宿舍(129.88平方メートル)

- イ 花園

- (ア) 埼玉県深谷市小前田字植松2691番地1所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建家屋番号269番1の1の寄宿舍(1階1,503.82平方メートル2階996.05平方メートル)

- (イ) 埼玉県深谷市小前田字植松2691番地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建家屋番号269番1の1の作業場(80.88平方メートル)

- (ロ) 埼玉県深谷市小前田字植松2691番地1所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建家屋番号269番1の1の作業場(296.31平方メートル)

- (エ) 埼玉県深谷市小前田字植松2691番地1所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建家屋番号269番1の1の作業場(41.03平方メートル)

- (オ) 埼玉県深谷市小前田字植松2691番地1所在の木造スレート葺平屋建家屋番号269番1の1の鶏舎(79.49平方メートル)

- (カ) 埼玉県深谷市小前田字植松2691番地1所在の鉄骨コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建家屋番号269番1の1の作業場・倉庫(138.32平方メートル)

- (キ) 埼玉県深谷市小前田字植松2691番地1所在の鉄骨コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建家屋番号269番1の4の事務所・寄宿舍(1階1,495.76平方メートル2階1,173.36平方メートル)

- (ク) 埼玉県深谷市小前田字植松2691番地1所在のコンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建家屋番号269番1の4プロパン庫(7.26平方メートル)

- (ケ) 埼玉県深谷市小前田字植松 2 6 9 1 番地 3 所在の木造亜鉛メッキ鋼版ぶき平屋建家屋  
番号 1 6 9 1 番の 4 の鶏舎 (52.99平方メートル)

ウ あげお

- (7) 埼玉県上尾市大字上尾村字二ツ宮 1 0 9 1 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 2  
階建家屋番号 1 0 9 1 番 2 共同住宅 (350.97平方メートル)
- (イ) 埼玉県上尾市大字平塚字西原 8 2 0 番 1 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺  
平屋建家屋番号 8 2 0 番 1 作業所 (256.89平方メートル)
- (ウ) 埼玉県上尾市大字原市字八番耕地 1 4 2 8 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平  
屋建家屋番号 1 4 2 8 番 1 の 2 事務所 (3966.05平方メートル)

エ 皆光園

埼玉県深谷市人見字前柳沢 1 9 9 8 番地、1 9 9 9 番地 2 所在の鉄筋コンクリート鉄骨造  
陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建養護所・診療所 (1 階3207.49平方メートル 2 階333.96平方  
メートル) のうち、次の部分

- (ア) 家屋番号 1 9 9 8 番の 3 養護所 (1 階2680.57平方メートル 2 階326.37平方メー  
トル)
- (イ) 家屋番号 2 0 0 6 番地 2 車庫 (80.00平方メートル)
- (ウ) 家屋番号 2 0 0 6 番の 1 物置 (6.44平方メートル)
- (エ) 家屋番号 1 9 9 8 番の 4 診療所 (236.25平方メートル)
- (オ) 家屋番号 1 9 9 8 番の 2 ポンプ室 (9.10平方メートル)

オ そうか光生園

埼玉県草加市柿木町字竹 1 2 1 5 番地 1 所在の鉄筋コンクリート鉄骨造陸屋根亜鉛メッ  
キ鋼板葺 2 階建事務所・診療所他 (1 階3311.07平方メートル 2 階420.48平方メートル) の  
うち、次の部分

- (7) 家屋番号 1 2 1 5 番 1 の 1 事務所 (1 階69.32平方メートル)
- (イ) 家屋番号 1 2 1 5 番 1 車庫・倉庫 (104.82平方メートル)
- (ウ) 家屋番号 1 2 1 5 番 1 ゴミ置場 (12.00平方メートル)
- (エ) 家屋番号 1 2 1 5 番 1 の 2 診療所 (1 階101.49平方メートル)
- (オ) 家屋番号 1 2 1 5 番 1 の 2 休憩室 (1 階16.67平方メートル)
- (カ) 家屋番号 1 2 1 5 番 1 の 2 機械室 (1 階6.00平方メートル)
- (キ) 家屋番号 1 2 1 5 番 1 の 3 食堂 (1 階297.73平方メートル)
- (ク) 家屋番号 1 2 1 5 番 1 の 4 事務所・保健室 (1 階250.13平方メートル)
- (ケ) 家屋番号 1 2 1 5 番 1 の 5 作業所 (1 階86.35平方メートル)
- (コ) 家屋番号 1 2 1 5 番 1 の 6 訓練室 (1 階239.54平方メートル)
- (ク) 家屋番号 1 2 1 5 番 1 の 7 寄宿舍 (1 階779.97平方メートル)
- (シ) 家屋番号 1 2 1 5 番 1 の 8 寄宿舍 (1 階562.38平方メートル)
- (ス) 家屋番号 1 2 1 5 番 1 の 9 事務所・訓練室 (2 階225.68平方メートル)

- (セ) 家屋番号 1 2 1 5 番 1 の 9 便所 (2階14.90平方メートル)
- (ソ) 家屋番号 1 2 1 5 番 1 の 9 検査室・寄宿舍 (2階63.67平方メートル)

カ あさか向陽園

埼玉県朝霞市青葉台1丁目2番地13所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建本館棟  
(3,306.32平方メートル)のうち次の部分

- (フ) 家屋番号 2番13の3養護所(93.53平方メートル)
- (ヘ) 家屋番号 2番13の4養護所(32.34平方メートル)
- (ホ) 家屋番号 2番13の5養護所(19.18平方メートル)
- (エ) 家屋番号 2番13の6養護所(431.79平方メートル)
- (オ) 家屋番号 2番13の7養護所(2,245.89平方メートル)

(3) 土地

埼玉県深谷市大字人見字政所1659-2 911.0平方メートル(地目:畑)

- 3 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第27条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

**(基本財産の処分)**

第 19 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得、埼玉県知事の承認を得なければならない。

**(資産の管理)**

第 20 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

**(特別会計)**

第 21 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

**(予算)**

第 22 条 この法人の事業計画及び予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得、かつ、埼玉県知事の承認を得なければならない。

**(決算)**

第 23 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得たのち、埼玉県知事の承認を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

#### **(会計年度)**

第 24 条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

#### **(会計処理の基準)**

第 25 条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める会計規程により処理する。

#### **(臨機の措置)**

第 26 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

### **第5章 公益を目的とする事業**

#### **(種別)**

第 27 条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 障害者歯科診療所の管理・経営
- (2) 聴能言語訓練事業の受託経営
- (3) 日中一時支援事業（花園、あげお、嵐山郷）
- (4) 地域生活定着支援事業（嵐山郷）

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

#### **(剰余金が出た場合の処分)**

第 28 条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

### **第6章 解散及び合併**

#### **(解散)**

第 29 条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

2 前項に定める解散事由のうち、社会福祉法第46条第1項第1号又は第3号により解散しようとするときは、埼玉県知事の承認を得なければならない。

#### **(残余財産の帰属)**

第 30 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、埼玉県に帰属

する。

#### **(合併)**

第 31 条 合併しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、埼玉県知事の認可を受けなければならない。

### **第 7 章 定款の変更**

#### **(定款の変更)**

第 32 条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、埼玉県知事の認可を受けなければならない。

### **第 8 章 公告の方法その他**

#### **(公告の方法)**

第 33 条 この法人の公告は、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、新聞に記載して行う。

#### **(施行細則)**

第 34 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 1 この定款は、昭和47年10月2日から施行する。
- 2 この法人設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款にもとづき、役員を選任を行うものとする。

附 則

この定款は、昭和48年7月12日から施行する。

附 則

この定款は、昭和49年9月18日から施行する。

附 則

この定款は、昭和50年9月19日から施行する。

附 則

この定款は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第1条第1項（1）の規定の施行期日は、理事長が定める。

附 則

この定款は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和60年11月28日から施行する。

附 則

この定款は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成6年9月13日から施行する。

2 ただし、第4条第1項の改正規定により新たに選任された理事の任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、平成6年10月1日までとする。

附 則

この定款は、平成10年3月31日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年10月6日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年12月21日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年12月18日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成15年3月20日から施行する。ただし、第7条第1項及び第2項、第11条並びに第3章の変更規定は平成15年4月1日から施行する。

2 平成15年4月1日に就任した評議員の任期は、変更後の定款第17条第1項の規定にかかわらず、平成16年10月1日までとする。

附 則

この定款は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年6月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年1月5日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成20年10月2日から施行する。

2 平成20年10月2日に就任した理事、評議員及び監事の任期は、第6条第1項及び第17条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この定款は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年4月1日から施行する。

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団定款第9条第1項に基づく  
理事長の専決に関する細則

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団定款第9条第1項に基づく理事長の専決に関する細則を定める。

- 1 施設長の任免その他重要な人事を除く職員の任免
- 2 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- 3 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があるものと認められるもの  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 4 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- 5 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のようなもの
  - (1) 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
  - (2) 施設設備の保守管理、物品の修理等
  - (3) 緊急を要する物品の購入等
- 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
- 7 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えられないと認められる物品の売却又は廃棄
- 8 予算上の予備費の支出
- 9 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- 10 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- 11 寄付金の受入れに関する決定  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 12 軽微な規程の改正に関すること
- 13 その他緊急を要する事項  
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

附 則

この細則は、平成17年6月1日から施行する